

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01376

研究課題名（和文）国際倒産の諸問題－アジア太平洋諸国における海運会社の倒産を契機として

研究課題名（英文）Various cross-border insolvency issues - in the context of shipping company insolvencies in Asia-Pacific countries

研究代表者

金 春 (JIN, CHUN)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：80362557

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究期間全体を通して実施した研究及びその成果の概要としては、研究代表者が公表された論文・著書や学会報告からも分かるように、国内倒産手続及び国際倒産手続と仲裁の調和、外国倒産手続における承認援助の基本的な枠組みについての比較的研究、最新のケースを通じた国際倒産における承認援助の要件・効果に関する研究、倒産解除特約の効力等について考察を行い、日本国内外の倒産法および国際倒産法の解釈論上・立法論上の課題について有益な提案を行ったことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際倒産におけるいくつかの重要な論点について考察するものであった。上記の研究成果は、海外資産の保全、係属中の外国訴訟・仲裁の扱い、倒産解除条項の効力、海外資産の差押えと不法行為・不当利得、承認の要件（相互主義）、援助の立法モデル等、当初予定した研究計画の内容をほぼカバーするものといえる。これらの論点はいずれも国際倒産法の領域において重要な課題であり、申請者の研究成果はその解釈論・立法論を考える上で、またアジア太平洋地域との結びつきが日々増している国際倒産実務において実務指針となるものを提供することができたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The following is an overview of the research conducted throughout the entire research period and its achievements, as evidenced by the published papers, books, and conference presentations. In particular, the Principal Investigator has conducted analyses on the harmonization of domestic and cross-border insolvency proceedings and arbitration, comparative research on the basic framework of recognition and assistance in foreign insolvency proceedings, research on the requirements and effects of recognition and assistance in cross-border insolvency through the latest case, analyses of the effects of ipso facto clauses in insolvency proceedings, etc. Through these analyses, the principal investigator has proposed useful suggestions on the interpretation and legislative issues of Japanese and international insolvency law.

研究分野：倒産法

キーワード：倒産法 国際倒産 ADR 承認 中国 オーストラリア 仲裁 倒産解除条項

1. 研究開始当初の背景

本研究は、近年急増するアジア太平洋地域における海運会社の倒産事例を契機として、国際倒産におけるいくつかの重要な論点について考察するものであった。国際倒産に関する研究は少なくないが、アジア太平洋地域の制度に焦点を当てた邦語研究はあまり見当たらない。

しかし、近時アジア諸国の倒産制度の発展は目まぐるしく、また、第一中央汽船の再生事件からも分かるように、日本の海運会社が韓国、中国、オーストラリアと取引をしたり、船がこれらの地域の港を経由することが必須となっているため、これらの地域の国際倒産制度に絡む多くの法律問題が生ずる。欧米諸国のみでなく、アジア太平洋諸国における国際倒産制度を視野に入れて考察を行うことは、日本法上の解釈論・立法論的問題や実務上の指針を考える上で極めて重要な課題といえる。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえて、本研究は、国際倒産のいくつかの重要な論点について考察を行うものである。具体的に、本研究では、（１）海外資産の保全、（２）係属中の外国訴訟・仲裁の扱い、（３）倒産解除条項の効力、（４）海外資産の差押えと不法行為・不当利得、（５）国境を超えるグループ会社倒産の実体的併合、（６）承認の要件（相互主義）、援助の立法モデル等につき掘り下げた研究を行うものである。

日本では、これまで、UNCITRAL モデル法や欧米諸国の国際倒産問題、日本の国際倒産法制を扱った研究は少なくないが（山本克己＝山本和彦＝坂井秀行編『国際倒産法制の新展開』（経済法令研究会・2001）、山本和彦『国際倒産法制』（商事法務・2002）、同「国際倒産法の規律と若干の個別問題の検討（上）（下）」NBL1105号22頁、1106号〔2017〕58頁、アンダーソン・毛利・友常法律事務所編『クロスボーダー事業再生』（商事法務・2015））。

しかし、近時アジア諸国の倒産制度の発展は目まぐるしく、また、第一中央汽船の再生事件からも分かるように、日本の海運会社が韓国、中国、オーストラリアと取引をしたり、船がこれらの地域の港を経由することが必須となっているため、これらの地域の国際倒産制度に絡む多くの法律問題が生ずる。欧米諸国のみでなく、アジア太平洋諸国における国際倒産制度を視野に入れて考察を行うことは、日本法上の解釈論・立法論的問題や実務上の指針を考える上で極めて重要な課題といえる。

3. 研究の方法

本研究では、アジア太平洋諸国の制度に焦点を当てつつ、これら地域の国際倒産制度の基本的な枠組みについての紹介に止めるものでなく、日本法上重要な解釈論・立法論的課題となっている論点について、欧米制度との差異にも注目しながら掘り下げた研究を行うことに本研究の独創性を見出すことに留意する。本研究では上記の各論点について考察し、それぞれ日本語やその他の言語を用いて論文として公表するものである。

4. 研究成果

本研究の代表的な研究成果としては、下記のものが挙げられる。

- （１）（論文）「倒産手続における仲裁—実体と手続」《当代法学》(Contemporary Law Review) (中国) 2018年第5号
- （２）（論文）「外国倒産手続における承認援助」政法大学 (Tribune of Political Science and Law) (中国) 37巻5号 (2019)
- （３）（論文）「国際商事仲裁と倒産手続」人民司法 (People's Justice) 2019年3号
- （４）（論文）「倒産会社の取締役の対債権者責任制度について」法律適用 (Application of Law) (中国) 2020年第17期
- （５）（論文）「個人倒産法立法と経営者保証問題研究」南大法学 (Nanjing University Law Journal) 2020年第3期
- （６）（論文）「中国の倒産手続におけるIT化改革と近時の新展開」事業再生と債権管理 173号 (2021年)
- （７）（論文）「倒産法の魅力・学ぶ意義」法学セミナー804号 (2022年)。
- （８）（判例評釈）「相殺禁止規定に違反した相殺を有効とする合意」松下淳一等編『倒産判例百選(第6版)』(2021年)
- （９）本『オーストラリア倒産法』(2022年1月・弘文堂) (倒産解除条項を含む論文集) (第一著者) (2021年度科研研究成果公開促進費授与される)
- （１０）本『域外個人破産典型事例解析および実務指針』(法律出版社・2024) 日本法とオーストラリア法のチャプターの執筆を担当
- （１１）（論文）「中小企業再建における株主の権利保護の理論的検討と制度的選択」清華法学 (Tsinghua University Law Journal) (中国) 2023年第6期等

(12) 研究会報告として、「国際倒産における承認援助の要件・効果」に関する一考察—日本の民事再生手続が中国で承認された初の例を契機として」をテーマとして、民事訴訟法学会関西支部と東京大学民事訴訟法研究会にて、2023年2月、3月報告→2024年前半中に公表予定

(13) 国際学会報告として、「私的整理と倒産 ADR」をテーマとして、上海仲裁委員会・華東政法大学が主催したシンポジウム（上海）において、2023年8月に報告を行った。

(14) 国際学会報告として、「管財人の善管注意義務」をテーマとして、東アジア倒産再建第14回シンポジウム（杭州大会）において、2023年11月に個別報告を行った。

(15) 国際学会における翻訳・通訳を担当したものとして、「日中韓における国際倒産の現状（ナショナルレポーター）」世界民事訴訟法大会（2019年・神戸）

(16) 国際学会における翻訳・通訳を担当したものとして、「倒産法の近時の検討課題（IT化を踏まえて）」（第10回日韓民事訴訟法合同大会における日韓報告者の翻訳・通訳担当）→2025年3月号の民事訴訟雑誌に掲載予定

以上のほかにも、研究代表者は判例評釈等を公表しており、また、多くの国際会議で本課題と直接又は間接的に関連する問題について報告者として、またはパネリストとして報告を行ってきた。

以上の研究成果から分かるように、本研究では、当初予定した研究目的・計画の内容をほぼカバーしたといえる。これらの論点はいずれも国際倒産法の領域において重要な課題であり、申請者の研究成果はその解釈論・立法論を考える上で、またアジア太平洋地域との結びつきが日々増している国際倒産実務において実務指針となるものを提供することができたと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 8件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金春	4. 巻 6
2. 論文標題 「中小企業再建における株主の権利保護の理論的検討と制度的選択」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 清華法学 (Tsinghua University Law Journal)	6. 最初と最後の頁 45-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 804号
2. 論文標題 倒産法の魅力・学ぶ意義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 52 - 57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 173号
2. 論文標題 中国の倒産手続におけるIT化改革と近時の新展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 134 - 146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 3号
2. 論文標題 「個人倒産法立法と経営者保証問題研究」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 南大法学 (Nanjing University Law Journal)	6. 最初と最後の頁 1 - 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 17号
2. 論文標題 「倒産会社の取締役の対債権者責任制度について」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律適用 (Application of Law)	6. 最初と最後の頁 98 - 107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 252号
2. 論文標題 「相殺禁止規定に違反した相殺を有効とする合意」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『倒産判例百選(第6版)』	6. 最初と最後の頁 140 - 141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 37
2. 論文標題 外国倒産手続の承認援助について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 政法論壇 (Tribune of Political Science and Law)	6. 最初と最後の頁 143 - 152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 3
2. 論文標題 国際商事仲裁と倒産手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人民司法 (People's Justice)	6. 最初と最後の頁 16 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金春	4. 巻 5
2. 論文標題 倒産手続における仲裁—実体と手続	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 当代法学 (Contemporary Law Review)	6. 最初と最後の頁 123-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 6件 / うち国際学会 8件)

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 国際倒産における承認援助の要件と効果に関する一考察
3. 学会等名 民事訴訟法学会関西支部、民事訴訟法研究会 (東京大学)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 管財人の善管注意義務
3. 学会等名 東アジア倒産再建協会第14回大会 (杭州) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 中小企業再建手続と経営者保証
3. 学会等名 浙江省法学会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 倒産手続と取締役責任
3. 学会等名 破産法百家談（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 「プレパッケージ型再生の現状と未来」
3. 学会等名 東アジア倒産再建シンポジウム(中国大会)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 証券化と倒産
3. 学会等名 中国せっ江省管財人年会会議（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 日中韓における国際倒産の現状（ナショナルレポーター）
3. 学会等名 世界民事訴訟法大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 同志社大学における法学教育の現状と国際化
3. 学会等名 アジア法学部学部長と関係者会議（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金春
2. 発表標題 中国の倒産手続におけるITの活用
3. 学会等名 同志社大学とドイツチュービンゲン大学共同研究（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 JIN Chun（金春）、Wee Mengseng
2. 発表標題 Theorising recent judicial innovations of the role of the Creditors' Committee in China's Enterprise Bankruptcy Law
3. 学会等名 Insol Academic Colloquium (2018)（国際学会）
4. 発表年 2018年～2019年

1. 発表者名 JIN Chun（金春）
2. 発表標題 Japan's enactment of the UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency and its application
3. 学会等名 20th Congress of the International Academy of Comparative Law (General Congress)（国際学会）
4. 発表年 2018年～2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 金春、殷慧芬、劉静、徐陽光、何旺翔、景曉晶、陳景善、葛平亮、劉冰	4. 発行年 2024年
2. 出版社 法律出版社（中国）	5. 総ページ数 250
3. 書名 『域外個人破産典型案例解析および実務指針』	

1. 著者名 金春Chun JIN、Stacey STEELE	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 328
3. 書名 オーストラリア倒産法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究課題に関連する倒産法の研究成果として、（学会における翻訳・通訳担当）「倒産法の近時の検討課題（IT化を踏まえて）」（第10回日韓民事訴訟法合同大会における日韓報告者の翻訳・通訳担当、民事訴訟雑誌2024年3月刊行予定）等がある。

6. 研究組織	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------